



青梅市



東京電力パワーグリッド

2023年1月25日

青梅市

東京電力パワーグリッド株式会社立川支社

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定の締結について

東京都青梅市（市長：浜中 啓一、「以下、青梅市」）、東京電力パワーグリッド株式会社立川支社（東京都立川市、立川支社長 富川 泰介「以下、東電P G立川支社」）は、本日、「ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定」を締結しました。

本協定は、青梅市のゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）の実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、連携を強化することにより、相互の強みを最大限活かし、地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築を推進するものです。

青梅市は、2022年2月17日に「青梅市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、地産地消エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、クリーンエネルギー自動車の普及拡大、持続可能で環境負荷の少ないまちづくり、の4つを柱として、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に掲げ、ゼロエミッション電源の開発やエネルギー需要の更なる電化促進などにより、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを始めており、青梅市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- (1) ゼロカーボンシティの実現に関すること。
- (2) 災害に強いまちづくりに関すること。
- (3) 脱炭素による活力ある地域社会の実現に関すること。
- (4) 省エネルギー対策の推進に関すること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入推進に関すること。
- (6) 脱炭素型まちづくり、エネルギー転換（電化）、脱炭素型交通網の整備に関すること。
- (7) CO₂の吸収源となる御岳山を代表とする森林環境をはじめとした生物多様性保全に関すること。
- (8) その他ゼロカーボン推進に関すること。

青梅市および東電P G立川支社は、本協定の締結を契機に、様々な分野でも連携を図ることで、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会を目指すとともに、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

<別紙1> ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定書

<別紙2> 青梅市と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像

<別紙3> ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定締結式

以上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

青梅市 環境部環境政策課

TEL：0428-22-1111（代表）

東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社広報・渉外担当

TEL：090-3549-2351（直通）

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、甲のゼロカーボンシティ化（2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ）実現に向けて、脱炭素を目指したまちづくりおよび持続可能な社会構築の推進に関し、下記のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が緊密に連携し、それぞれが持つ人的、物的資源を有効に活用することにより、脱炭素化、省エネルギー対策を推進していくとともに、再生可能エネルギーの主力電源化を先導していくことで、市民の地球温暖化の防止に対する意識醸成を図り、一人ひとりが省エネルギー対策を推進し、甲における「ゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ）」「災害に強いまちづくり」「活力のある地域社会」等を実現するために、甲と乙間で協議・連携等を行うことに関する基本的事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について業務に支障のない範囲で連携し、協力するものとする。

- (1) ゼロカーボンシティの実現に関すること。
- (2) 災害に強いまちづくりに関すること。
- (3) 脱炭素による活力ある地域社会の実現に関すること。
- (4) 省エネルギー対策の推進に関すること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入推進に関すること。
- (6) 脱炭素型まちづくり、エネルギー転換（電化）、脱炭素型交通網の整備に関すること。
- (7) CO₂の吸収源となる御岳山を代表とする森林環境をはじめとした生物多様性保全に関すること。
- (8) その他ゼロカーボン推進に関すること。

2 乙は、本条に定める事項の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

(協議および取組)

第3条 甲および乙は、前条第1項各号に定める連携事項を推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 連携事項の具体的な取組内容、実施方法、役割、経費負担等については、甲および乙が合意の上、取組ごとに決定するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲および乙は、双方いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲と乙とが協議の上、必要な変更を行うものとする。

(情報開示等の取扱い)

第5条 甲および乙は、第3条第2項に規定するものにより知り得た情報等を第三者に開示または提供等をするときは、相手方の承認を得るものとする。本協定が終了した後も、また同様とする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の60日前までに、甲または乙から申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙とが別途協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通保有する。

令和5年1月25日

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

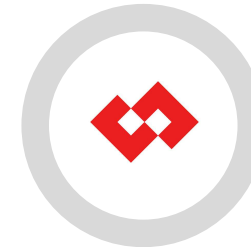
甲 青梅市

代表者 青梅市長

東京都立川市緑町6番地の6

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

代表者 立川支社長



連携協定で掲げるゴール

- A) 脱炭素+レジリエンス強化のためハード整備
- B) 環境保全+域内エネルギー循環のためソフト整備

A-1 再エネ拡大

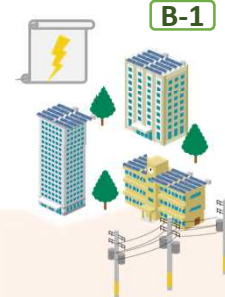
- 空き地を活用した野立てPV、PPAを活用したオンサイトPVなど、太陽光を中心に再エネを拡大
- ノンファーム型接続等を用いた系統の最大限活用



B-1

B-1 再エネ地産地消

- 市内再エネ（太陽光等）を活用した再エネメニュー作成・利用
 - 地域経済循環の促進



A-2 電化・省エネ化

- ZEB・ZEH化を推進
- EV・電気給湯器・高性能HP・LEDなどの導入による電化・省エネ化を推進



B-2

B-2 市民の環境意識向上

- 学校における環境教育実施
- 市民・事業者に対する脱炭素化セミナー開催



A-3 レジリエンス強化

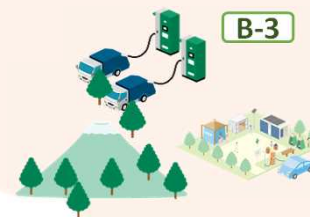
- 大型蓄電池の設置
- V2Xを用いた非常時給電



B-3

B-3 自然・生活環境保全

- 水辺・森林の保全
- 生物多様性の保全
- ごみの減量・再資源化



A-1 A-2 B-1

A-3

B-2 B-3

「ゼロカーボンシティ」・「災害に強いまちづくり」・「活力のある地域社会」を実現

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定締結式



【右から、浜中青梅市長、富川立川支社長（東電P G）】